

社会保障審議会介護保険部会

結城 康博
(淑徳大学准教授)

今回の審議にあたって、以下のように私見を述べさせていただきたい。

1. 「社会保障・税一体改革成案」について

介護分野における「社会保険」「福祉制度」「保健制度」の役割・機能を明確にしないまま、制度見直しの議論を行うと長期的な介護施策の方向性が描けなくなるのではないかと。

2. 1号被保険者の低所得者保険料軽減策

今後、介護保険料の上昇は避けられないため、1号被保険者の低所得者保険料軽減策は促進されるべきである。その際には、高齢者の所得状況を踏まえながら「資産」も考慮した仕組みを考えていくべきである。

3. 介護納付金の総報酬割

2号被保険者間の負担のありかたの問題であり、考え方としては理解できなくもない。しかし、総報酬割を導入した際にあたって、公費負担の軽減分が着実に介護給付等に配分されるのか否か。高齢者の新たな負担の議論につながるのか否かが大きな問題である。

4. 昨年の当審議会で議論した給付に関する議論

新たに消費税引き上げという議論を踏まえている以上、サービス削減及び国民の新たな負担につながる制度見直しの結論を導くのは、国民の理解が得られないと考える。

・要支援の利用者負担の引き上げ

「予防」という視点で高齢者の重度化を防ぐ意味で重要なサービスであり、「利用者負担の引き上げ」「給付の削減」は避けるべきである。

・ケアマネジメントに関わる利用者負担

代弁者機能を担っているケアマネジメントに関わる利用者負担は避けるべきである。

・一定の所得者の利用者負担割合の引き上げ

一定の所得者は、既に保険料負担の段階で所得再分配機能（世代内）の要素が加味されているため、新たな利用者負担の導入は避けるべきである。

・多床室の給付の範囲について

多床室においては福祉的要素もあり、室料の負担は避けるべきではないかと。

・補足給付について

補足給付における「資産」を加味した仕組みづくりは本格的に着手すべきであり、併せて市町村民税の課税もしくは非課税といった現行基準をも見直していくべきではないかと。

5. 今後の法改正及び施行スケジュールについて（事務局への質問）

今後の法改正及び施行スケジュールについてどうなのか（国会審議を踏まえて）？仮に、本審議会で議論した内容の法案が国会で可決・成立した場合、2012年度半ばもしくは2013年度といった第5期途中からでも具体的な施策が実施可能なのか？

以上

国庫

介護報酬プラス改定：500億円程度

+2%強の（1.5万円の介護職員処遇改善交付金相当）報酬改定

居宅サービスの充実

グループホーム家賃助成、認知症コーディネーター
配置などの認知症支援：80億円程度

地域巡回随時対応サービス、複合型サービスなど

ユニット型個室の居住費の軽減：40億円程度

第 1 ～ 2 段階 5 千円、第 3 段階 1 万円の補足給付上乗せ

高所得者の自己負担引き上げ：▲110億円程度

第 6 段階の自己負担 2 割、高額介護サービス費の上限維持

居宅介護支援の自己負担導入：▲90億円程度

居宅介護支援月 1 千円、介護予防支援月 5 百円の自己負担

補足給付の支給要件の厳格化：▲20億円程度

市町村が施設入所前世帯の所得などを支給要件に追加可能

多床室の室料負担の見直し：▲40億円程度

第 4 段階以上から 3 施設の多床室の室料月 5 千円を徴収

軽度者の自己負担の引き上げ：▲120億円程度

予防給付の自己負担 2 割

第 2 号保険料の総報酬割 1/2 導入：▲640億円程度

第 2 号保険料の総報酬割 1/3 導入：▲430億円程度

* 影響額は、第 5 期平均の年額。